

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○武部委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

今、るる質問を聞いておりまして、違和感がある
んですね。特に自民党の質問者、権利、権利、
権利とおっしゃったわけで、私はてっきり旧統一
教会の被害者の権利の話だと思つたら、旧統一教
会の権利ばかりおっしゃるじゃないですか。相
当、今私はそういう違和感を受けたわけですね。

いろいろな懸念があるというふうにおっしゃい
ましたけれども、我々も、いろいろな懸念を受け
止めて、そしてこの二年間の時限立法を作つたわ
けです。懸念を相当受け止めて、いろいろな知恵
を絞って、専門家にも話を聞いてこれを作つた。
なぜかという、やはり被害者の方の本当の悲惨
な実態をよく把握していただきたいと思うんです
ね。

過去、実は、オウム真理教で大きな失敗があつ
たわけですよ。教訓があるわけですね。これは弁
連が作った資料でございますけれども、オウム真
理教は、一九九五年の六月三十日、東京地裁に解

散命令請求が出た。請求が出たら、その夏に、
オウム真理教名義の主な不動産十物件などが関連
会社、信者名義に移転された、こういうことがあ
るわけです。その後、一九九五年の十二月十九
日に東京高裁が解散命令決定ということで、その
間にこういうことがなされたわけですね。前例が
あるわけですよ。そして、今の時点でも、多くの
被害者へお金が未払いになっている、今も。とい
う弁連の資料があつて、これは役所にも確認した
らば、役所が持つてきた弁連の資料ということで
説明をいただいたわけでございます。

そういう意味で、与党案にちよつと質問したい
んですが、与党案は、この不動産については、今
までも、一か月前に、不動産を売る場合は、公告
といつて、その不動産の建物の前に看板を出せば
というようなルールはあつた、ところが、それじ
や周知できないということ、同じことなんです
けれども、一か月前に、不動産を売る場合は、た
だ看板を立てるだけではなくて、所轄庁に連絡し
て、そうしたら所轄庁はそれをホームページに載
せる。基本的には報告の中身は変わらないわけ
ですよ。

例えば、そういうことをすればというか、した
後に、というか、その中にはどこに売ると書い
てあるわけですから、第三者に売却するというこ
との報告を受けた、あるいは信者名義にその不動
産を変えますよという報告を受けたら、そのまま
指をくわえて見ているだけなんですか。何らかの
措置はできるんですか。

○山下議員 まず、長妻委員の日頃からの御見識

には敬意を表する次第ですが、我々と党が統一教
会の権利ばかりを考えているというのは大間違い
でありまして、先ほど牧原質問者からもありまし
た、宗教法人の九割が所属あるいは関係する日本
宗教法人連盟が憲法上の懸念を言っているわけ
です。我々からすれば、立民案は、こうした宗教団
体、これは憲法上の人権でございます、これに全
く寄り添わずに前のめりになっているのではない
か。この間違いを我々は戦前やつてしまつたわけ
です。ですから、そうしたことを我々は踏まえて
やっているの一点でございます。

そして、二点目。財産保全につきまして、これ
は二通りあります。我が党は、財産保全について
は、確立した実務があり、そして日常的に使われ
ている民事保全をしっかりと活性化させることに
よつて個々の被害者の権利を充足しようとするも
のであります。

そして、その上で、御質問に答えませけれども、
公告については、現在の宗教法人法二十三条は、
公告の方法については宗教法人の裁量にある程度
委ねられております。しかし、それでは、幅広い、
全国に広がる被害者に周知がいかない。だからこ
そ、この解散命令請求の対象となつた宗教法人が
国に対してしっかりと通知をする。そして、その
通知に基づいて、国はしっかりと幅広く全国的に
公告をする。こうしたことで、被害者が知ること
になり、そして、法テラスの業務の拡充によつて
民事訴訟あるいは民事保全の準備も充実、促進さ
れると思えますから、そうしたことでこの被害救
済ができるだろう、実効性があるだろうと思つて

いるところでございます。

○長妻委員 これは、ただ指をくわえて見ているだけじゃないですか。

だって、報告が来て、この不動産、相当な不動産があると言われていきますよね、それを第三者に売りますよというのを、所轄庁に、売りますという報告を一か月前にすると。それを見て、それはホームページに載せるとか周知するんでしょう。

それで止められないじゃないですか。どうするのか、それ。止めないで、逆に、アリバイというか、報告したから売ります、報告どおり売りますと。止められないわけですよ。

○山下議員 現行法上、民事保全で確実に保全ができる、そうしたことができる、我々はその方法を取っているわけです。

長妻委員は提案者でもありますから、あえて聞きたいんですが、裁判所が必要な措置を取る、必要な措置を取るといことが…（発言する者あり）では、ちよつと答弁を変えますが、実は、この立民案では、具体的にどのような保全の措置を取るかが全く規定されていないんです。そして、準用した会社法においては、どういう保全措置を取るか、あるいはその保全に反した場合の効果、全く記載されていないんです。ですから、その意味では、より確実な民事保全、これを取るべきだと私は考えております。（発言する者あり）

○武部委員長 質問に答えてください。
○長妻委員 苦しいですね。いや、だから、これは皆さん、自民党の皆さんも分かると思うんですよ。一か月前に、不動産を売る前に報告しなきゃ

いけない。じゃ、この不動産を第三者に売りますよ、こういう報告があったと。何にもできないじゃないですか。

かつ、もう一つ、財産目録というのを報告する、これは預金も含めてね、これが今まで一年に一回だったんですよ。それを三か月に一回にすると。頻度を高くして、閲覧も所轄庁などで行うように、閲覧が容易にできるようにすると。これも少しよく、何度も提出することなんです。これもこれにしても、じゃ、その預金が、三か月ごとに報告したときに減っていた、激減していた。これは止められないわけですよ。つまり、アリバイになっちゃうんですよ。不動産、第三者に一か月後売りますよ、ああ、そうですかと。

民事保全というのは、個別の債権債務が確定して、それでこの不動産とか押さえられないですよ。全体の、例えば丸つとした統一教会の資産の中から一億円なり、一億円を押さえるわけですよ。この不動産を押さえてください、こういうことは、民事保全、弁護士だからよく分かっています、できないわけです。

それで、さっきいろいろ、宗教の、信教の自由を侵しているみたいなことをおっしゃいましたけれども、これは相当、我々、衆議院法制局も予算委員会でも答弁しました。そういうことはないという答弁がありました。詳細には議事録を見ていただければと思うんですが。そして、宗教法人全体を弾圧する戦前みたいな話、極端ですね。これは、解散命令請求が出ている宗教法人なんです。そこで、かつ、二つの嚴重な要件をかませているわ

けですよ、会社法とは違って。

これは、皆さん、真面目にやっている宗教法人は全く対象じゃないですよ。解散命令請求が出た宗教法人。それなのに何でそんな極端な物言いをするんですか、戦前に戻るみたいな。おかしい話だと思います。

そして、次の質問に行きますけれども、これは私ちよつと疑うんですね。いい議論ができて、いい法案が作ればいいと思うんですが、自民党の三人の法案提出者にお伺いしますが、三点、端的にお答えください。

これは私びつくりしたんですが、旧統一教会から自民党の方々にファクスが来ているようなんですね。ここにはこういうことが書いてあるんです。財産の保全に関する特別措置法等の立法措置が取り上げられています、立法措置等がなされないようお願い申し上げます。これはうちの法案の名前ですよ。そして、違憲、違法な立法措置がなされないようお願いいたします。そして、本件法案は違憲であり、同法案を国会に提出することは厳に控えていただけます。こういうようなことが来ているので、三点お伺いします。

まず、このファクスが皆さんの三人のところに来てくるのか来ていないのか。それでどういう対応をしたのか。二番目は、旧統一教会と接点が、関係団体でもいいんですが、あったかなかったか。三番目は、それをもって旧統一教会の影響を今受けているか受けていないか。その三点だけ端的にお答えください。

○柴山議員 お答えの前に、ちよつと誤解がある

と思うんですけども、長妻委員が先ほど、要は、公告をし、不動産の取引が通知がなされたからといって、それは止められないじゃないかという御指摘があったんですが、まさしく、当該対象となる不動産が当該宗教法人の所有から脱する危険があるということが明らかにした時点で、その不動産に対して民事保全とか差押えができるようになりまして、そのためのきちんとした通知を出そうということをお我々は言っているわけでして、そこで、つまり、公告することそのものが最終目標になるといってわけではないということは是非明確にさせていただきたいと思えます。

その上で、今の御質問ですけれども、統一教会から一連の御紹介のようなフアックスが全衆議院議員宛てに送られてきたということは、一か月ほど前に私の事務所にも送られてきたということを秘書から聞いております。ただし、これは、提出者を対象にしたものというよりは、衆議院議員宛てにフアックスが来たということを書きから聞いておりますけれども、それについて、何か大量のフアックスが来たけれども中身がどんなものかは分かりませんということで、私も全くその内容については吟味しておりませんし、ましてや、それが今回の私どもの作業の参考になったという事実は一切ございません。

旧統一教会との関係につきましては、これは、私も、マスコミあるいは党の調査でも答弁をさせていただいておりますけれども、私が地元の旧統一教会との関係団体の集会に十分精査をすることなく出席をしたことは過去に二回ほどありました。

ただ、これについては真摯に反省をし、今後、そのような関わりを持たないということは、党に対しても、またメディアの取材に対してもお答えをしております。

以上です。（長妻委員「三番目は。影響」と呼ぶ）

影響は、一切受けておりません。

○山下議員 私、今朝確認しましたけれども、私の事務所でも、そういうフアックスが来たということは確認されておりません。

接点については、これは真摯に党に報告しているところでありますが、例えば、西日本豪雨災害の被災者が多く集まるので来てほしいと言われて行って、それで、挨拶もせずに紹介だけされて帰ったこと、あるいは、ピースロード、これはたしか毎日新聞も取り上げておられたと思うんですけども、自転車でいろいろやるという会に行ったということ、これは後で分かったんですが、あると思えます。

私も、これに対して何らかの状況を与えたことがあるとすれば、大変じくじたる思いでございます。そのじくじたる思いは、旧民主党の皆様もお持ちだと思っております。民主党政権当時、私は法務省におりましたが、その当時、世界日報に民主党の幹部の方が多くインタビューに応じておられました。加えて、解散命令あるいは調査申立ての最大のチャンスであった刑事事件、新世事件は二〇〇九年十一月でございます。そのときは、長妻先生、大臣でおられたと思いますが、そのときに解散命令請求もせず、調査もせず、そうしたことを

していた。

しかし、今我々が考えなければならぬのは：

：

○武部委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○山下議員 過去をあげつらうのではなくて、長妻先生と同じように、どうやれば実効的な救済ができるのかということでございます。そうしたことをしっかりと与野党を通じてやるべきだということが私の考えでございます。（長妻委員「三番目は。影響は」と呼ぶ）

全くございません。

○武部委員長 小倉將信君、答弁は簡潔にお願いします。

○小倉議員 まず一点目でございますけれども、いろいろな方から大量に来るフアックスの中で一つあったということでありますけれども、私は自身を読んでもおりませんので、三点目の質問につながりませんが、私も全く影響を受けておりません。

接点でございますが、昨年の大臣就任記者会見のときにも申し上げたとおりでありますけれども、私に関して申し上げれば、知り得る限り、当該団体との関係はないということを明確に申し上げます。

以上です。

○長妻委員 もうこれで質問は終わりますけれども、小倉さんは、これは全くないですか、接点。報道等でもないんですかね。もう一回、ちよつとお答えください。

○小倉議員 報道を全て確認したわけではないの

で、私がどのように報じられているかというのはいままびらかにこの場では申し上げられませんが、知り得る限り、当該団体との接点はないというところは明確に申し上げておきます。

○長妻委員 これまで終わりますけれども、さつき柴山さんからお話があった、民事保全で、売ろうとしている不動産は止められるという話なんです、これは例えば、旧統一教会、百億の資産があった、五億円不動産だ、百五億、民事保全で押さえようとしていたときに、その五億円の不動産がなくなると押さえられないから、それは止められますよ。

ただ、多くの資産があつて、一億円、民事保全で止めたときに、その不動産が多くの資産がある中の一部で、別に不動産を止めるということとはできないわけです、どの金で払ってもいいわけですから。

ですから、誤解を与えるような答弁は控えていただきたいということで、終わります。ありがとうございました。